



議長	<p>これから日之影町農業委員会総会を開会します。  本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。  はじめに、議事録署名委員を指名します。  8番 今村浩二三 委員、2番 松本貴美子 委員 お願いします。  それでは、これより審議に入ります。</p>
議長	<p>議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  本案について、事務局の説明を求めます。  なお、本事案は〇〇委員が申請人となっておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席して頂き、関係議案終了後に入室・着席して頂きます。  (〇〇委員退席)  それでは本案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第57号について説明・朗読)</p>
議長	<p>以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>説明します。  現地については、事務局と2月10日に確認しました。  譲渡人の〇〇さんは61歳、△△集落にお住まいです。  譲受人の●●さんは▲▲集落の方で、74歳です。奥さんと2人暮らし、米等を栽培されております。  場所は、▲▲集落の手前になります。  以前より●●さんが耕作されていたようです。話を伺ったところ、以前に農地の交換等が行われ、登記が終わっていなかったのではないかということでした。  以上、ご審議お願いします。</p>
議長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。</p>
委員	<p>以前よりずっと●●さんが耕作されていたのですか。</p>
事務局	<p>はい。以前より耕作されています。</p>
委員	<p>●●さんに後継者はいるのですか。</p>
事務局	<p>現在は、奥さんと2人暮らしです。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。  (質疑なしの声)</p> <p>これで質疑を打ち切ります。  これより採決します。議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請」について、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>

ありがとうございます。全員賛成です。  
よって、議案第57号は、申請のとおり許可することに決定しました。

では、入室をお願いします。(〇〇委員着席)

議長 次に、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第58号について説明・朗読)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 現地については、事務局と2月10日に確認しました。  
譲渡人の〇〇さんは56歳、△△集落にお住まいです。  
譲受人については、先程の議案57号と同じ方です。  
場所は、▲▲集落の手前になります。  
議案57号と同じで、以前より●●さんが耕作されておられ、以前に農地の交換等が行われ、登記が終わっていなかったのではないかとということでした。  
以上、ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

他に質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請」について、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。  
よって、議案第58号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第59号について説明・朗読)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 説明します。  
場所は、〇〇に抜ける広域農道の入り口になります。以前はハウスがあったのですが、現在は移転してあります。  
実家は、右側は山が崩壊して、左側は田んぼが台風で崩壊するなどした場所に挟まれている場所にあります。災害にあいやすい場所ということで、今回の場所に移転するこ

とになったようです。中山間や農振地除外などあったため時間がかかったと聞いています。4筆すべて宅地にしたいと聞いています。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

他に質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。  
これより採決します。議案第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。  
よって、議案第59号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第60号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第60号について説明・朗読)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 説明いたします。  
現地については、事務局と2月14日に確認しました。  
申請者の〇〇さんは63歳で△△集落にお住まいです。  
場所は、〇〇さん宅の下になります。申請地は2年前まで米を栽培していましたが、管理しきれなくなったため、桜を植林する計画に至ったようです。また、●●番には柚子が植えてありますが、10年程前に2回ほど出荷して以降、出荷は行っておらず、今回併せて申請されたようです。  
以上です。ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員 桜は観賞用ということでしょうか。

担当委員 集落の方にも杉は植えないでほしいと言われたようです。

議長 他に質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。  
これより採決します。議案第60号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。  
よって、議案第60号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第61号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第61号について説明・朗読)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 説明いたします。

現地については、事務局と2月9日に確認しました。

申請者の〇〇さんは60歳△△集落にお住まいです。●●にお務めで、お母さんと妹さんの3人暮らしです。

場所は航空写真を見てもらうと分かりやすいかと思いますが、△△集落の向かい側になります。6年程前までは、米を栽培していましたが、用水等の管理も難しく、周囲を山林に囲まれ自宅からも離れているため、今回の申請に至ったようです。

以上です。ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第61号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第61号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

議長 次に、議案第62号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第62号について説明・朗読)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 説明いたします。

現地については、事務局と2月10日に確認しました。

申請者の〇〇さんは73歳で△△集落にお住まいです。

場所は△△集落の上になります。申請地には栗を栽培していましたが、73歳と高齢で今後農地としての管理が困難なため、今回の申請に至ったようです。

ご審議をお願いします。

議長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第62号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第62号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

議長

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。ありがとうございました。第19回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした。

会議事録署名委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_